

福井市ひとり親家庭自立促進計画

(令和2年度～6年度)

総括



計画の概要

1 計画策定の趣旨

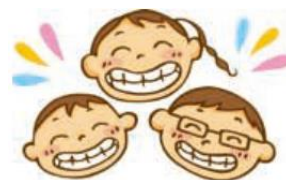
ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズに配慮しながら自立を促進する施策を総合的に推進する。

2 計画期間

令和2年度～6年度（5年間）

3 計画の対象

母子家庭、父子家庭および寡婦家庭



4 計画の位置付け

「福井市総合計画」及び「福井市地域福祉計画」を上位計画とし、「福井市子ども・子育て支援事業計画」と連携

5 計画の策定経過

福井市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議やパブリックコメントを経て策定

6 基本理念、施策の基本的な方針と具体的施策

基本理念	基本的な方針	具体的な施策の方向	具体的施策の展開
ひとり親家庭等の生活の安定と向上、 ことが出来る環境づくりを進めます。 またその子どもたちが健やかに成長する	① 子育てや 生活支援の推進	子育て支援の実施	・学習支援体制の充実 ・進学のための母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金・修学資金）の実施 ・保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施 ・病児保育事業の実施 ・子育て短期支援事業の実施 ・多様な保育サービスの実施
		生活支援の実施	・母子家庭等日常生活支援事業の実施 ・放課後児童クラブ等の利用料一部助成の実施 ・母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金・転宅資金）の実施 ・母子生活支援施設を活用した生活支援の実施
	② 就業支援の 推進	就業相談の実施	・ひとり親家庭就業・自立支援センター事業による就業相談の実施
		就業支援の実施	・母子・父子自立支援プログラム策定による就業支援 ・ハローワーク等関係機関と連携した就業支援 ・生活困窮者自立支援制度による就業支援 ・ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけ
		就業に向けた能力開発	・自立支援教育訓練給付金の支給 ・高等職業訓練促進給付金の支給 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援の実施 ・技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付（技能習得資金・生活資金）の実施
	③ 養育費の確保及び 面会交流に関する 取り決めの推進	養育費等の弁護士相談	・養育費および面会交流の弁護士相談の支援 ・養育費および面会交流に関する啓発の推進
	④ 経済的支援の 実施	手当等の支給	・児童扶養手当の適正な支給 ・児童手当の支給
		医療費の助成	・母子家庭等医療費の助成 ・子ども医療費の助成
		その他経済的支援	・母子父子寡婦福祉資金貸付の実施 ・多子世帯支援
	⑤ 情報提供・ 相談体制の充実	情報提供	・広報紙やHP等を利用した情報提供 ・行政窓口等での情報提供 ・地域で活動している人からの情報提供 ・福井市母子寡婦福祉連合会への支援
		相談体制の充実	・母子・父子自立支援員による相談事業の実施 ・女性相談支援員による相談事業の実施 ・子ども相談事業の実施 ・母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修会への参加

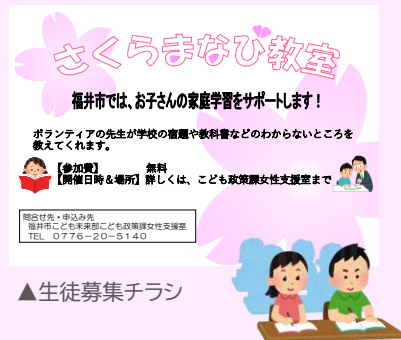
取組成果

1 子育てや生活支援の推進

■学習支援の充実

ひとり親家庭や生活困窮世帯等のこどもを対象に、学習支援教室を開催しました。

令和6年度から、人口増によりニーズが高いことが予想される森田地区に1か所増やし、全6か所とするなど、事業の拡充を図りました。



指標①

■病児保育事業の実施

病気治療中や病気回復期で、保育園等に預けられないこどもを、病児保育施設で一時的に預かり、子育てと就労の両立を支援しました。

ひとり親家庭には利用料の助成を行い、経済的負担の軽減を図りました。

【ひとり親家庭への助成】

ひとり親家庭等医療費等受給世帯又は児童扶養手当受給世帯については、**利用料無料**



■母子家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭等が、疾病、出産、看護、仕事、就職活動や技能習得のための通学などの事由により、日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行いました。

【利用回数】4回/月（同一家庭）

【実施場所】

支援内容	実施場所
子育て支援 (乳幼児の保育)	の〜び・のび
	ひだまりの家
生活援助 (食事や身の回りの世話・掃除・保育等)	派遣を受ける者の居宅

■放課後児童クラブ等の利用料一部助成の実施

放課後留守家庭の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図りました。ひとり親家庭には利用料の一部の助成を行い、経済的負担の軽減を図りました。

【ひとり親家庭への助成】

ひとり親家庭等医療費等受給世帯又は児童扶養手当受給世帯については、**支払った利用料の1/2を助成（上限2,500円/月）**



2 就業支援の推進

■ひとり親家庭就業・自立支援センター事業による就業相談の実施

指標②

母子・父子自立支援員を中心に、他機関の窓口と連携しながら、求職や転職、資格取得のスキルアップなど自立に向けた相談支援を行いました。

令和6年度からは、母子・父子自立支援員を2名に増員し、これまでの週4日の対応から、平日は全日対応できる体制にしました。



■自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給 高等学校卒業程度認定試験合格支援の実施

ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活が送れるよう、看護師や介護福祉士等の資格習得を目指す際の習得期間中の生活費や講座受講費の一部を助成しました。ひとり親家庭の親または子が、高校卒業程度認定試験試験の合格を目指し対策講座を受講する費用の一部を助成しました。



■ハローワーク等関係機関と連携した就業支援

就業相談を受けた案件について、ハローワークに求人情報や資格の内容の問い合わせを行うほか、必要に応じて相談者に同行するなど、きめ細かに対応しました。

ハローワークが作成した就労支援に関するポスター・チラシを、児童扶養手当現況届の会場に設置し、周知に努めました。



▲ハローワークチラシ

■生活困窮者自立支援制度による就業支援

令和4年度に、福祉に関する総合相談窓口として「福井市福祉総合相談室よりそい」を新設しました。仕事が見つからない、社会に出るのが怖いなど、様々な理由で就業ができない方に対し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、寄り添いながら自立支援を行いました。



▲市よりそいチラシ

3 養育費の確保及び面会交流（親子交流）に関する取り決めの推進

■養育費および親子交流（面会交流）の弁護士相談の支援

ひとり親家庭就業・自立支援センター事業の一環として、養育費取得や親子交流（面会交流）に関する相談に対応しました。法的措置を要する対応困難な事例については、弁護士による無料相談を行う法テラスや福井弁護士会と連携し、サポートを行いました。



▲法テラスリーフレット

指標③

■養育費に関する公正証書等作成費への助成の実施

文書による養育費の取り決めに促進し、継続した養育費の支払いを確保することでひとり親家庭の生活の安定を図るため、**令和3年度から、養育費に関する公正証書等作成促進補助金を新設**しました。

【対象経費】 公正証書等の作成に要した経費（公証手数料、収入印紙代等）
【助成額】 上限3万円



▲市補助金案内チラシ

■養育費および親子交流（面会交流）に関する啓発の推進

養育費や親子交流（面会交流）の取り決め方などを紹介するリーフレット等の窓口への設置や、児童扶養手当等の手続き時など様々な機会でのチラシの配布のほか、いつでも情報を得られるよう市のホームページ等により周知するなど、幅広く情報提供を行いました。



▲法務省リーフレット



▲養育費等相談支援センターリーフレット

4 経済的支援の実施

■児童扶養手当の適正な支給

概ね18歳の児童を監護・養育するひとり親家庭等に手当を支給することにより、児童の健全育成および福祉の増進を図りました。

令和6年11月施行の児童扶養手当法の一部改正に伴い、所得制限額および第3子以降の加算額の引上げなどの措置を行い、適正な支給を行いました。

ひとりの親で養育する児童の生活に
「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ

令和6年11月1日からの児童扶養手当法の一部改正により、所得制限額、第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得制限額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、世帯の所得に応じて、手当の金額が変動する「所得制限」という仕組みがあります。この際、世帯の所得が一定額を超えると、手当の金額が減少したり、支給が停止したりします。今回の改正により、所得制限の金額が引き上げられ、より多くの世帯が手当を受けられるようになります。

世帯の人数	所得制限額（令和5年度）	所得制限額（令和6年度）
1人	1,000,000円	1,100,000円
2人	1,500,000円	1,600,000円
3人	2,000,000円	2,100,000円
4人	2,500,000円	2,600,000円
5人	3,000,000円	3,100,000円
6人	3,500,000円	3,600,000円
7人	4,000,000円	4,100,000円
8人	4,500,000円	4,600,000円
9人	5,000,000円	5,100,000円
10人以上	5,500,000円	5,600,000円

2. 第3子以降の加算額の引き上げ

児童扶養手当の金額は、世帯の人数だけでなく、世帯に生計を共にする児童の人数によっても変動します。今回の改正により、第3子以降の児童に対する加算額が引き上げられ、より多くの児童が手当を受けられるようになります。

児童の人数	加算額（令和5年度）	加算額（令和6年度）
1人	0円	0円
2人	100,000円	110,000円
3人以上	200,000円	210,000円

※以上は、世帯の所得が所得制限額以内の場合です。所得制限額を超えると、手当の金額が減少したり、支給が停止したりします。

詳しくは、お住まいの市区町村の福祉課にお問い合わせください。

▲こども家庭庁制度改正チラシ

■児童手当の支給

対象児童の家庭に手当を支給することにより、生活の安定や児童の健やかな成長を図りました。

令和6年10月の制度改正に伴い、支給対象期間の延長、所得制限撤廃、第3子以降の支給額の増額等、経済的支援を強化しました。

	改正前	改正後
0～2歳	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円
中学生	10,000円	10,000円
高校生	なし	なし
子のカウント	高校3年生まで	大学生年代まで
所得制限	あり	なし
支給月	2, 6, 10月 【年3回】	偶数月【年6回】

▲児童手当の制度改正の内容

■ひとり親家庭等医療費の助成

20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の親と子に対し、医療費を助成しました。

令和4年度に窓口無料化を高校生までに拡大したほか、所得制限額の引き上げを行いました。



■母子父子寡婦福祉資金貸付の実施

ひとり親家庭等に対し、修学資金や生活資金など貸付制度の周知を行い、利用の促進を図りました。

相談時には、本貸付制度だけでなく、返済不要の給付金や給付型奨学金などを案内し、利用者の立場に立った適切な支援に努めました。

指標④

修学資金

生活資金

住宅資金



5 情報提供・相談体制の充実

■広報紙やHP等を利用した情報提供

支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう、窓口等でひとり親家庭の子育てや就業支援等に関する施策を紹介したしおりの配布をしたほか、ホームページによる情報発信を行いました



▲市ひとり親家庭のしおり

■行政窓口等での情報提供

ひとり親になった際に、速やかに支援制度の情報を提供できるよう、しおりの配置等により関係機関との連携を図りました。児童扶養手当の現況届の機会にアンケートを実施し、ひとり親家庭のニーズを把握するとともに制度の周知と利用促進に努めました。



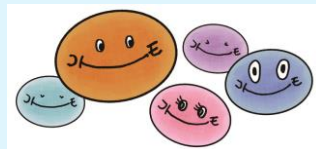
▲ひとり親家庭コーナー
(児童扶養手当現況届会場)

■母子・父子自立支援員による相談事業の実施

指標⑤

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対する総合的な窓口として、生活全般から就労相談、養育費相談、各種制度の案内や申請受理などニーズに応じた支援を行いました。

令和6年度に女性支援室を設置し、母子・父子自立支援員を2名に増員したことで、平日は全日対応できるよう相談体制を強化しました。



▲「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(愛称:すくサポ)」ロゴマーク (こども家庭庁)

■女性相談支援員による相談事業の実施

女性相談支援員が、配偶者等からの暴力、離婚問題、生活問題、家庭問題など女性が抱えているさまざまな問題や悩みに関する相談に対応しました。

令和6年度に女性支援室を設置し、女性支援支援員を2名に増員したことで、平日は全日対応できるよう相談体制を強化しました。

▷DV防止啓発ポスター
(内閣府)



◀女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府)

ひとり親家庭の世帯数（概況）

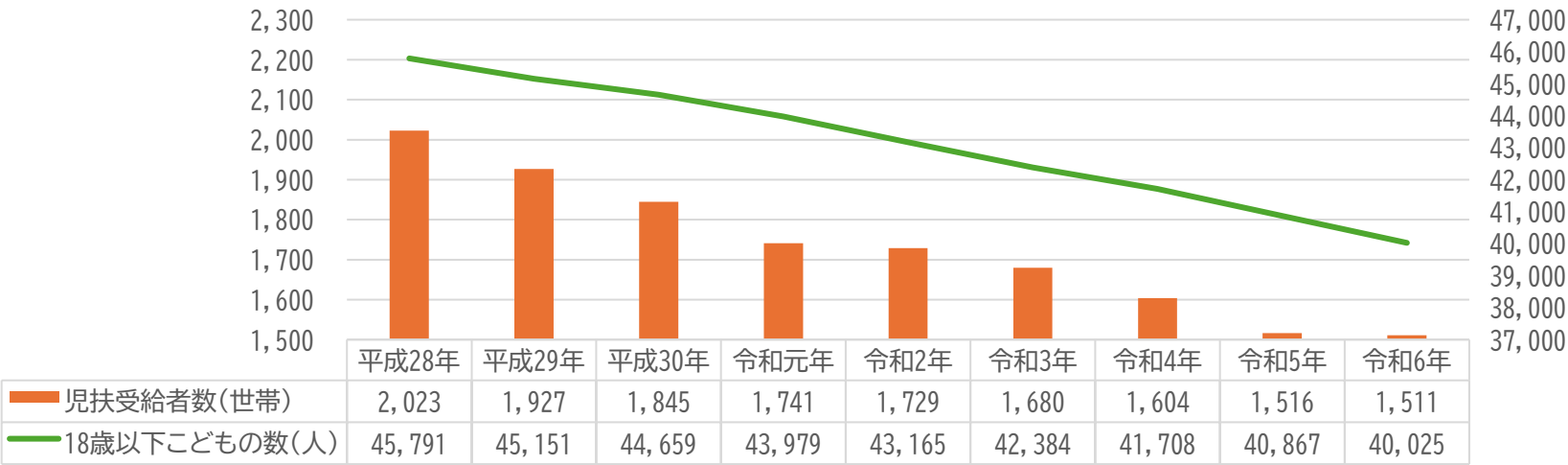
1 ひとり親家庭の世帯数の推移（他の世帯員がいる世帯も含む）

	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯※1	1, 8 8 8世帯	1, 9 3 2世帯	1, 8 3 6世帯
父子世帯※1	3 6 2世帯	3 6 6世帯	3 3 3世帯
合計（A）	2, 2 5 0世帯	2, 2 9 8世帯	2, 1 6 9世帯
こどものいる世帯※2（B）	2 3, 6 1 7世帯	2 2, 5 4 9世帯	2 1, 5 8 9世帯
世帯割合（A/B）	9. 5 3%	1 0. 1 9%	1 0. 0 5%

※1 「母子世帯」「父子世帯」… 未婚、死別または離別の女親(男親)と、その18歳未満のこどものいる世帯（他の世帯員も含む）
※2 「こどものいる世帯」… 18歳未満のこどものいる全世帯

【出典】 国勢調査 調査日10月1日

2 児童扶養手当受給者数の推移



【出典】 児童扶養手当受給者数/対象者数:市こども政策課 調査日:毎年度3月31日
18歳以下のこどもの数:市行政DX推進課 毎年3月1日時点

数値目標の達成状況

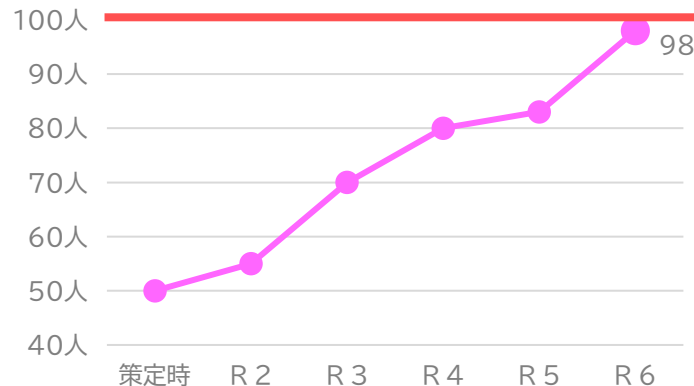
1 子育てや生活支援の推進

未達成

指標	学習支援教室参加登録者数						
年度	策定時 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R6 目標
数値 (人)	50	55	70	80	83	98	100

【評価】

学習支援教室の参加登録者数については、僅かながら目標値には届かなかったものの、就学援助の申請者や児童扶養手当受給者に対しちらしを配布するなど周知に努めた結果、年々着実に増加した。



<学習支援教室参加登録者数>

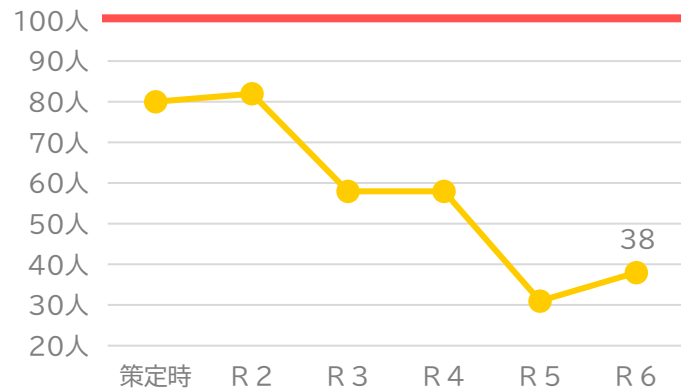
2 就業支援の推進

未達成

指標	ひとり親家庭の就業相談者数						
年度	策定時 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R6 目標
数値 (人)	80	82	58	58	31	38	100

【評価】

ひとり親家庭の就業相談者数については、福祉総合相談室「よりそい」の新設など、相談窓口の多様化により相談者が分散したことや、相談の主な対象者となる児童扶養手当受給世帯数の減少などにより、目標値に達しなかったものの、母子・父子自立支援員を中心に、他機関の窓口と連携しながら、求職や転職、資格取得のスキルアップなど自立に向けた相談支援を行った。



<ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談者数>

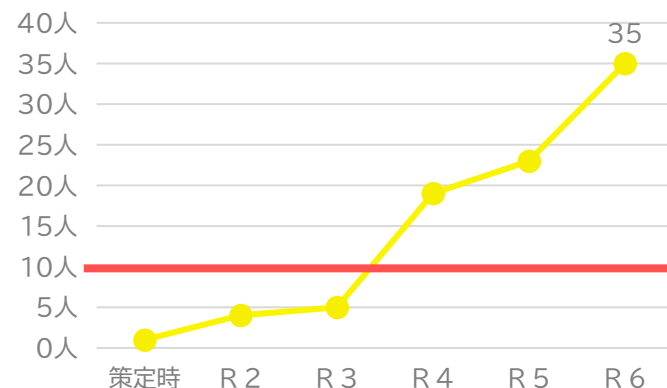
3 子育てや生活支援の推進

達成

指標	養育費相談から弁護士相談につなげた件数						
年度	策定時 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R6 目標
数値 (件)	1	4	5	19	23	35	10

【評価】

養育費に関する相談のうち、法的措置を要する対応困難な事例については、弁護士による無料相談を行う法テラスや福井弁護士会と連携し、サポートを行った結果、「弁護士相談につなげた件数」は目標値を大きく上回った。



＜養育費相談から弁護士相談につなげた件数＞

4 経済的支援の実施

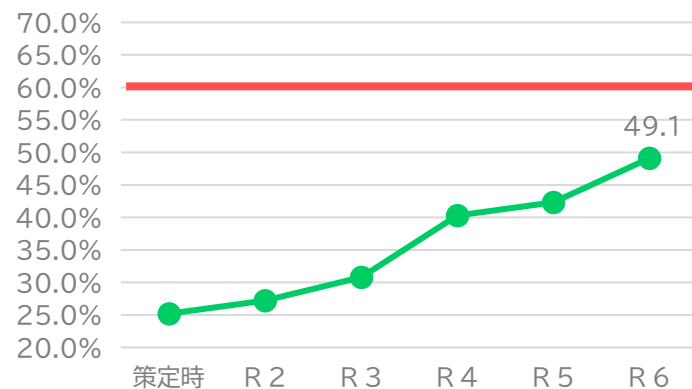
未達成

指標	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の認知度						
年度	策定時 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R6 目標
数値 (%)	25.2	27.2	30.8	40.3	42.2	49.1	60% 以上

※市女性支援室アンケート結果による 調査日：毎年8月（児童扶養手当現況届時）

【評価】

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の認知度については、授業料の減免や奨学金制度の拡充等により、修学資金について本制度の優位性が低くなったことなどから、目標値には届かなかったものの、経済的な問題等の相談時に積極的に本制度についての周知を行い、利用の促進を図った。



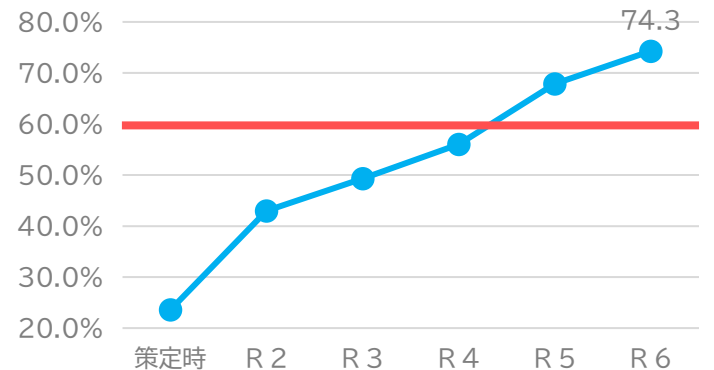
＜母子父子寡婦福祉資金貸付事業の認知度＞

指標	ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談業務の認知度						
年度	策定時 (R 1)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 目標
数値 (%)	23.6	43.0	49.3	56.0	67.9	74.3	60% 以上

※市女性支援室アンケート結果による 調査日：毎年8月（児童扶養手当現況届時）

【評価】

福井市では、中核市移行に伴い、令和元年度から、ひとり親家庭就業・自立支援センターを子ども福祉課（現女性支援室）内に設置し、養育費や就労相談をはじめ、ニーズに応じた支援を総合的に行っている。当センターの相談業務の認知度については、窓口や関係機関との連携により事業の周知を図った結果、目標値に達した。



<ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談業務の認知度>

次期計画について

(福井市こども未来計画への統合)

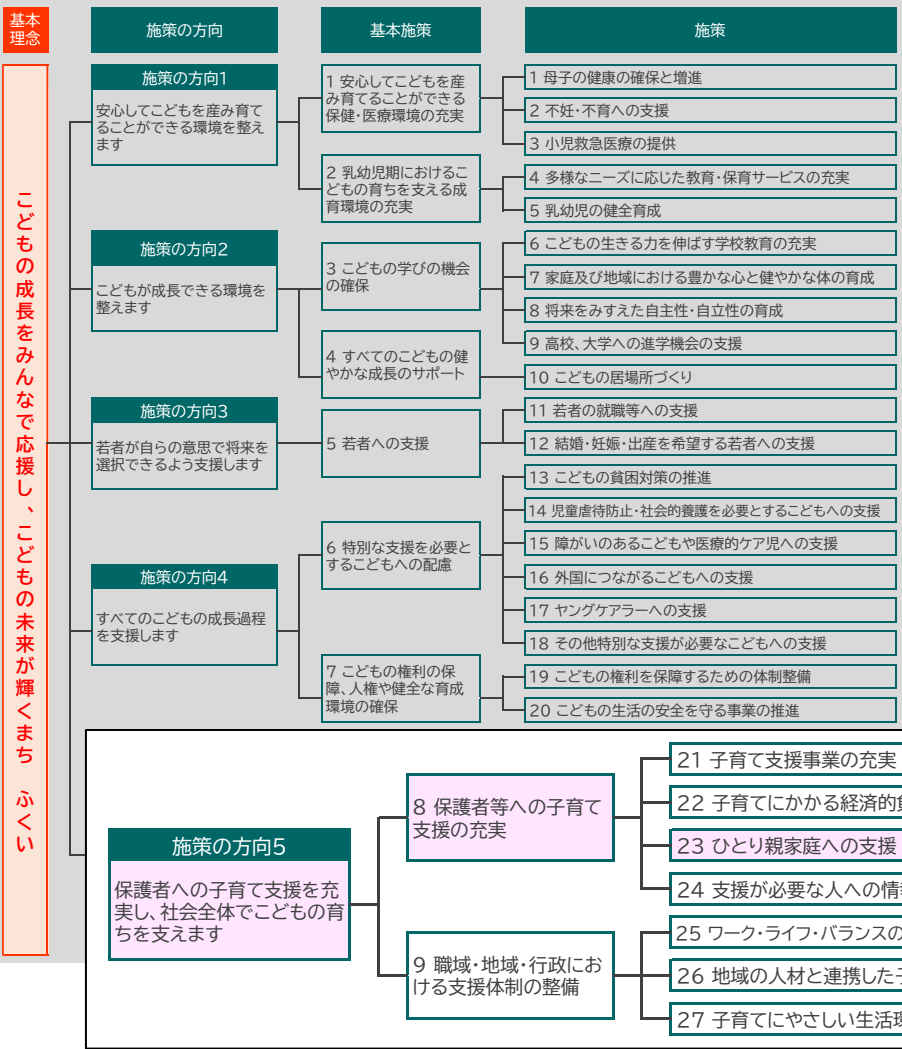
- こども基本法第10条第5項では「**市町村こども計画は**、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画、**その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる**」とされている。
- 本計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく計画であることから、次期計画については、令和7年4月に新たに策定した、こどもに関する総合的な計画となる「**福井市こども未来計画**」（計画期間：令和7年度～11年度）**に統合し**、こどもに関する施策を包括的に推進する中で、**ひとり親家庭の自立を支援する施策を推進する**こととする。

計画の「統合」のイメージ



<こども未来計画における「ひとり親家庭への支援」の位置付け>

■ 「こども未来計画」施策体系



■ 施策の展開

施策23 ひとり親家庭への支援 ひとり親

ひとり親家庭が抱える様々な問題や個別ニーズに対応するため、経済的支援をはじめ、子育てや就労、養育費の確保等、関係機関と連携しながらきめ細かな相談支援を行います。

また、ひとり親家庭のこどもに対し、学習支援の場を設け、基本的な学習・生活習慣の習得支援を行います。

主な取組

- 拡 ひとり親家庭への手当支給（児童扶養手当給付事業（再掲））
- ひとり親家庭への医療費助成（ひとり親家庭等医療費等助成事業）
- ひとり親家庭に対する修学資金等の貸付（母子父子寡婦福祉資金貸付事業）
- ひとり親家庭の相談支援（ひとり親家庭就業・自立支援センター事業）
- ひとり親家庭の資格取得や生活費等の一部助成（ひとり親家庭等自立支援事業）
- ひとり親家庭の自立を促す家庭生活支援員の派遣（ひとり親家庭等日常生活支援事業）
- ひとり親家庭に対する保育料等の軽減
- ひとり親家庭等に対する学童保育利用料の一部助成（学童保育利用支援事業）
- 拡 ひとり親家庭に対する学習支援教室の開催（子どものまなび支援事業（再掲））